

一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会役員候補者選出規則

第1章 総則

第1条（目的）

この規則は、この法人の定款第29条1項の規定に基づき選任される理事の候補者（以下「理事候補者」という）及び同第47条1項に基づき選任される監事の候補者（以下、「監事候補者」といい、理事候補者と併せて「役員候補者」という）の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（役員候補者の選出）

- 1 役員候補者のうち、選挙による理事候補者の選出は第2章、選挙以外による理事候補者の選出は第3章の規定、監事候補者の選出は第4章の規定に定める。
- 2 前項の役員候補者の選出は、現任者の任期が満了する定時社員総会の1ヶ月前迄に完了するものとする。

第2章 選挙による選出

第3条（選挙区及び選出方法）

- 1 理事は、卒業年次順に4ヶ年次を1ブロックとして、各ブロックから選出された評議員の中から1名を選出する。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒後50年以上の会員については、これを1ブロックとし、このブロックより1名を選出する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入会年次から5年次までを1ブロックとする。
- 4 理事のうち慶應義塾大学に所属する（以下「学内」という）理事（以下「学内理事」という）は全理事数の3分の1以下とする。

第4条（選挙権及び被選挙権）

- 1 役員候補者選挙（以下、単に「選挙」という）の選挙権は、選挙の行われる年（以下、「選挙年」という）の前年の9月1日現在の本会の正会員であり且つ同12月31日までに前年度までの会費を納入している現評議員に限りこれを有する（以下、選挙権を有する評議員を「選挙人」という）。
- 2 選挙の被選挙権は、前項の評議員がこれを有する（以下、選挙権を有する評議員を「選挙人」、被選挙権を有する評議員を「被選挙人」という）。

第5条（選挙管理委員会）

この規則による選挙の管理執行に関する事務は、本会選挙管理委員会（以下「委員会」という）委員及び本会事務局職員が行う。

第6条（選挙の公示）

選挙に関する公示は、選挙前年の12月、この法人の機関誌（以下「刀林」という）及びホームページにて行うものとする。

第7条（選挙人名簿）

第3条第1項に基づいてブロック毎に調製された評議員の名簿をもって選挙人名簿とする。

第8条（選挙期日）

選挙期日は、選挙年の5月31日までとする。

第9条（投票）

- 1 選挙人は、自己の所属するブロックにおける評議員の中から理事を選出するために、あらかじめ委員会が定めた投票用紙を用いて投票し、これを本会事務局に選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。
- 2 投票は、無記名投票とし、1用紙に1名の評議員の氏名を記載してしなければならない。

第10条（開票）

- 1 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、評議員でない正会員の中から2名以上の開票立会人を指名する。
- 2 開票は、開票立会人の立会いの下に、投票終了後速やかに行わなければならない。

第11条（投票の効力）

- 1 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、上限を超える人数で連記すること、選挙人として投票者自身の氏名を記入すること、当該ブロックに登録された者以外の氏名を記入すること、氏名のほかの余事を記載すること、期限に遅れて投票用紙を郵送すること等、第9条に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項を無効とする。

第12条（理事候補者の決定）

- 1 理事候補者の当選の決定に当たっては、第3条に定めるブロック毎に最多票数を得

た者を当選人とする。

- 2 得票数が同数の場合は、そのブロック内評議員の協議により1名を当選人とする。
- 3 前2項の結果、全当選人のうち、慶應義塾大学に所属する当選人（以下「学内当選人」という）の数が全当選者数の3分の1を超えたときは、学内当選人を選出した卒業年次の新しいブロックから順に辞退し、当該ブロックにおいて次点となった学外評議員を繰り上げて当選人とする。
- 4 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに選挙人に選挙結果を知らせるとともに、刀林あるいはホームページで公表しなければならない。

第13条（異議の申立て）

選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果発表日から14日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

第14条（再選挙）

- 1 選挙に関する不正行為の有無及び当該選挙の効力は、委員会において審議し、決定し、理事長に報告する。
- 2 前項の審議の結果、選挙の無効が決定されたブロックでは、当該ブロックにおいて再選挙を行う。

第15条（当選人の繰上補充）

- 1 選挙日から15日以内に当選人が辞退又は正会員の資格を喪失したときは、得票数の次順位の者を繰り上げ、当選人とする。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。
- 3 前2項以外の事由により役員候補者が1名不在となった場合、理事会の決議を経た後、得票数の次順位の者を役員候補者として繰り上げることができる。

第16条（理事欠員の措置）

- 1 理事候補者として本章に基づき選挙で選出された理事に欠員が生じた場合には、当該選挙における、次点以降の投票数の多い順に欠員数を繰り上げ当選とする。
- 2 前項をもって、役員候補者の定数に足りる繰り上げ当選者を得ることができない場合には、その不足の員数について更に本規則に準じて補欠選挙を行う。
- 3 前2項により選出された補欠の役員の任期は、任期の満了前に退任した役員の任期が満了する時までとする。

第3章 選挙以外による選出

第17条（教授による就任）

- 1 現職の本教室教授は理事とする。
- 2 前項により選出される理事は本規則第3条第4項の学内理事数には数えない。
- 3 第1項により選出された理事は、理事長の被選出資格は有しないものとする。

第18条（理事長推薦による選任）

理事長は、理事の構成等に配慮し、会員の中から5名以内の理事候補者を、別に指名することができる。

第4章 監事の選出

第19条（監事候補者の選出）

監事は、学内から1名、それ以外（以下「学外」という）から1名選出されるものとする。

第5章 理事長及び副理事長の選出

第20条（副理事長の選出）

理事長は、理事会の承認の下に、理事の中から副理事長を、学内から1名、学外から1名をそれぞれ指名することができる。

第6章 雑則

第21条（選挙事務）

選挙に関する事務は、本会の事務局において行う。

第22条（規則の変更）

この規則は、社員総会の議決によって変更することができる。

附則

- 1 この規則は、この法人の設立日から施行する。